



たかはた

広報

早く! 高く! 遠く! 小学校陸上記録会

5月29日(水)、高島町小学校陸上記録会が町中央公園陸上競技場を会場に開催されました。

町内小学校の6学年児童が参加し、100m 走や走り高跳び、ソフトボール投げなどの各競技に、日頃の練習の成果を発揮し、みなさん全力で挑みました。

写真は男子 80m ハードル走の様子

《主な内容》

- ◎第23回参議院議員通常選挙
- ◎平成24年度行政運営基礎調査の結果について(概要)
- ◎空き家等の適正管理に関する条例が制定されました

人	計	24,997人
	男	12,076人
□	女	12,921人
世帯数	7,523世帯	

(6月1日現在)

2013
平成25年

7
No.945

選挙啓発特集号

第23回 参議院議員通常選挙

「思いを込めて、行くべ！ 投票！」

投票日は **7月21日(日)**

第23回参議院議員通常選挙が7月4日に公示され、7月21日に投票が行われる予定です。これからの国政を任せる代表者を選ぶにあたっては、政党の政策や候補者の主張をよく検討し、一票を投じましょう。

★参議院議員
通常選挙の概要★

▼公示日／7月4日(木)
▼選挙人名簿
登録基準日・登録日／7月3日(水)
縦覧日(町民課窓口)／7月4日(木)
▼投票日／7月21日(日)
町内28投票所 7時～20時
▼開票／町営体育館 21時～

参議院議員通常選挙

山形県選出議員選挙

比例代表選出議員選挙

候補者の氏名を記入

(薄い黄色の投票用紙)

名簿届出政党等の名称または
名簿登載者の氏名を記入

(白色の投票用紙)

それぞれの投票箱へ

～お間違えないように投票してください！～

★2種類の投票です★

今回の選挙で
投票できる方

投票するには選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿には、次の条件(①と②)を満たす方が登録されます。

- ①年齢／7月21日現在で満20歳以上(平成5年7月22日以前に生まれた方)
②住所／高島町に居住していること(4月3日までに転入届を済ませていること)

6月25日から町内で
引越された方は
前住所地の投票所で

選挙の間に引越しの届出をした場合は、選挙事務が複雑になるため、法律に基づいて投票所の変更を延期することになりますので、投票所を間違わないでください。

また、投票所入場券も前の住所地に郵送されますのでご確認ください。

投票所入場券を

お忘れなく！

投票所入場券は、圧着ハガキ(ハガキ1枚につき4人分を記載)で世帯ごとに郵送されます。投票所及び期日前投票所の入場券として使用することになりますので、誤って捨てたりしないようご注意ください。また、入場券は公示後に郵送しますが、届かない場合や内容に誤りがある場合は、高島町選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙公報が

発行されます

参議院山形県選出・比例代表選出(届出政党等のみ)議員選挙の候補者(届出政党等の名称)の氏名・経歴・政見等を掲載した選挙公報が発行されます。7月10日ごろに各家庭に配布する予定です。で、貴重な一票を投じるための目安にしてください。

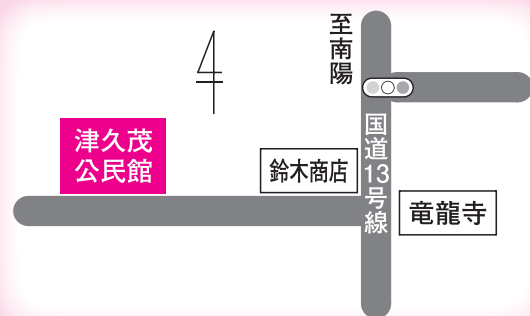
大事な投票、忘れずに！

第28投票区投票所が
変更になります

今回の選挙から、第28投票区投票所は中瀬公民館から津久茂公民館へ変更となりますので、お間違えないようにご注意ください。

★対象地域

①津久茂 ②中瀬 ③夏刈 ④石岡



成年被後見人の方の

選挙権回復について

公職選挙法等の改正により、これまで選挙権が制限されていた成年被後見人の方の選挙権及び被選挙権が、今回の選挙から回復されることとなりました。通常どおり、投票所入場券が発行されますのでご確認ください。

代理投票制度について

代理投票とは、心身の故障等により、投票用紙への記入が困難な方に代わり、補助者が記入を行う制度です。補助者は、本人投票及び秘密投票の原則から、投票所の事務に従事する者に限られます。したがって、付き添いで訪れた家族等が、代わりに記入したり、候補者の氏名を確認することはできませんので、誤解のないようご注意ください。

7月21日に

予定がある方は
期日前投票を！

仕事や外出などの予定があり、投票日当日に投票ができない方は、期日前投票を行ってください。投票所入場券を持参し、左記の期日前投票所までお越しください。

高島町役場期日前投票所

(役場1階第5会議室)

●期間

7月5日(金)～7月20日(土)

●時間

8時30分～20時

※指定病院等(町内では公立高島病院・まほろば荘・たかはた荘・はとみね荘)に入院(入所)している方は、施設内での不在者投票が可能ですので、希望する方は施設へ直接申し込みください。

選挙についてのお問い合わせは

高島町選挙管理委員会事務局まで
役場第6会議室(1階) ☎(52)3154

町政への満足度は？

平成24年度行政運営基礎調査結果（概要）

町民のみなさまよりご協力をいただきました「平成24年度行政運営基礎調査」の集計が完了いたしましたのでお知らせいたします。
ご理解・ご協力、誠にありがとうございます。

この調査は、本町が実施しているまちづくりへの取り組み（施策）がどの程度成果を上げているのかを測る方法（行政評価）のひとつとして実施したものです。

ここである「行政評価」とは、「町民の視点に立った成果重視の行政の実現」を目的のひとつとして実施しているもので、前回は平成18年に調査を行っています。

1. 調査目的

町政に対する町民の満足度やニーズ（必要・要求・需要）を把握し、現在実施している施策の評価を行います。

また、毎年行っている第5次総合計画の指標達成状況調と合わせ、第5次総合計画の後期基本計画策定に係る施策の見直し、企画・立案に活用することを目的としています。

2. 対象者

高島町に居住する満16歳以上の男女2,200人(対象年齢人口の約1割)

3. 回収状況

回収数／933件 回収率／42.4%

4. 調査方法

調査票の配布および回収は、郵送により実施しました。

5. 調査内容

(1) 行政施策ごとの「町が行うことの重要度」「施策に対する満足度」についての設問（31問）

(2) 町長選挙、町議会議員選挙の平日投票に関する設問（1問）

(3) 町に対する意見、要望、提言等（自由記載）

(4) 回答者に関する事項（居住地域、性別、年齢、職業、今後の居住意向）

6. 調査期間

平成25年1月15日～1月31日

7. 数値の算出方法

「重要度」「満足度」の数値（加重平均値）は、次の算出方法により求めました。

加重平均値Ⅰ〔(回答番号×回答者数)の合計〕÷〔総回答者数－無回答者数〕

1. 重要度と満足度の結果はどうなった？（ランキング）

①重要度、満足度の各設問の平均値を求め、値の高いものから10問並べたもの（設問/5点満点）

重要度 上位10位			満足度 上位10位		
順位	設 問 内 容	平均値	順位	設 問 内 容	平均値
1	児童・生徒の育成	4.615	1	健康に暮らせる環境づくり	3.479
2	防災	4.596	2	スポーツの振興	3.396
3	交通安全対策	4.568	3	上下水道などの利用（整備事業）	3.386
4	健康に暮らせる環境づくり	4.544	4	行政情報の積極的な提供	3.383
5	防犯対策	4.523	5	芸術文化の振興	3.368
6	高齢者福祉の推進	4.510	6	児童福祉の推進	3.343
7	児童福祉の推進	4.489	7	住宅	3.340
8	上下水道などの利用（整備事業）	4.441	8	地球にやさしいまちづくり	3.320
9	健全な財政運営の取組	4.441	9	児童・生徒の育成	3.309
10	良好な環境衛生の確保	4.406	10	高齢者福祉の推進	3.308

（※重要度上位8、9位は、平均値の少数点第4位まで算出した結果）

②重要度、満足度の各設問の平均値を求め、値の低いものから10問並べたもの（設問/5点満点）

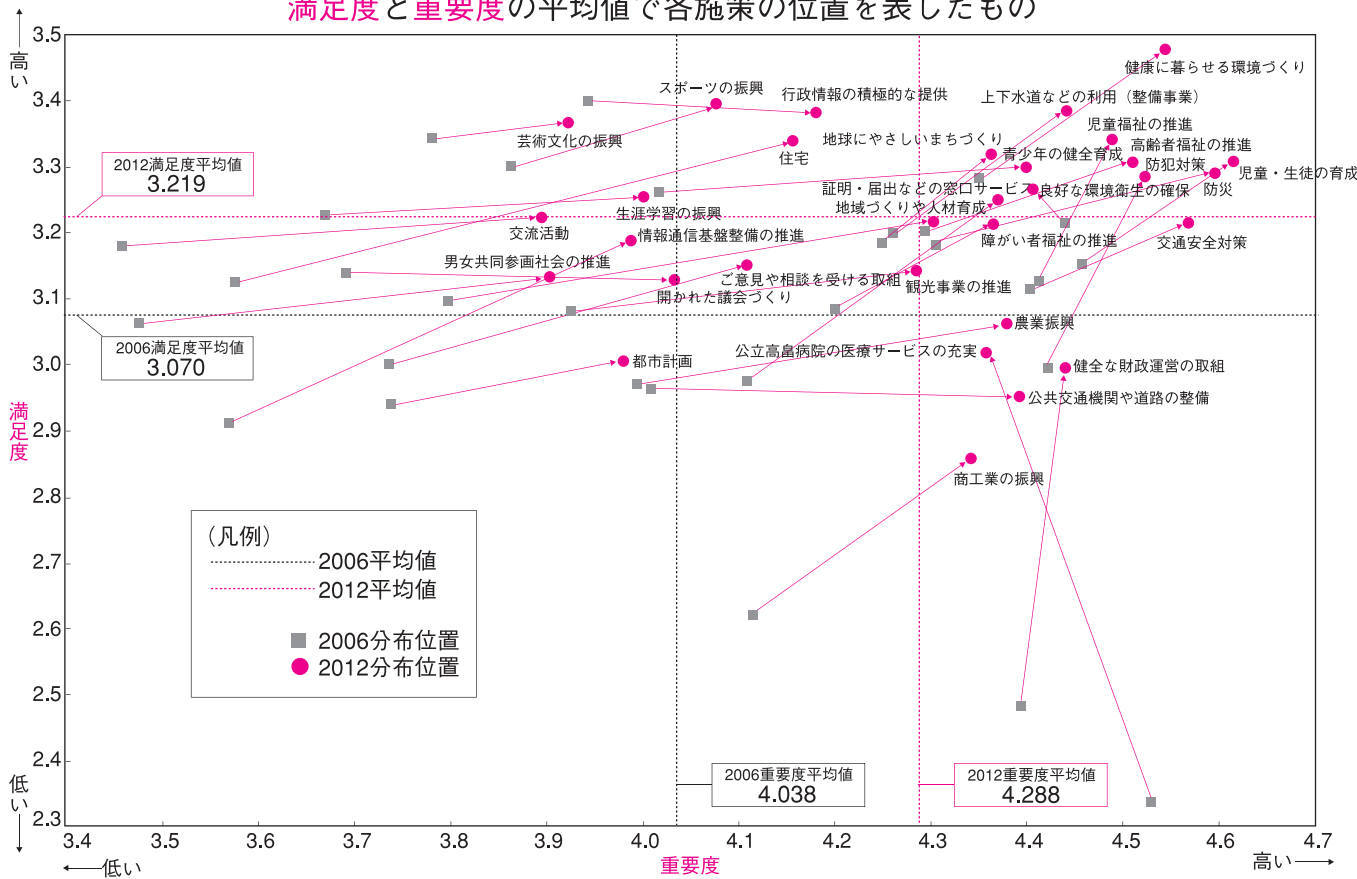
重要度 下位10位			満足度 下位10位		
順位	設 問 内 容	平均値	順位	設 問 内 容	平均値
1	交流活動	3.895	1	商工業の振興	2.858
2	男女共同参画社会の推進	3.903	2	公共交通機関や道路の整備	2.953
3	芸術文化の振興	3.922	3	健全な財政運営の取組	2.996
4	都市計画	3.980	4	都市計画	3.007
5	情報通信基盤整備の推進	3.988	5	公立高島病院の医療サービスの充実	3.019
6	生涯学習の推進	4.001	6	農業振興	3.062
7	開かれた議会づくり	4.033	7	開かれた議会づくり	3.130
8	スポーツの振興	4.076	8	男女共同参画社会の推進	3.134
9	ご意見や相談を受ける取組	4.108	9	観光事業の推進	3.143
10	住宅	4.156	10	ご意見や相談を受ける取組	3.152

高島町町民憲章 一、たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります。

2. 前回と比較してどう変わったのか？

散布図（全体集計）2006（H18）と2012（H24）の推移

満足度と重要度の平均値で各施策の位置を表したもの



前回と比較した散布図から

1. 前回調査（平成18年）に比べ、重要度、満足度ともに平均値が上昇する結果となりました。
2. 特に重要度が大きく高まっているものが多く見られ、行政への期待度の高さが表れています。
3. 重要度が下がったのは、「公立高島病院の医療サービスの充実」と「良好な環境衛生の確保」の2項目でした。

- 満足度で大きく上昇しているのは「公立高島病院の医療サービスの充実」と「健全な財政運営の取組」で、これらは、前回に比べ大きく改善傾向にあるという結果になりました。
- 満足度の下位1～2位は、「商工業の振興」「公共交通機関や道路の整備」となり、更なる取り組み、改善が求められる結果となりました。
- 満足度の上位は、「健康に暮らせる環境」や「児童・児童に関する施策」が総じて高い傾向となっています。また、スポーツや文化の振興においては、重要度が低いにもかかわらず、満足度が高いことが見てとれます。

前回の平均値と比較し、値が高くなったものから10問並べたもの

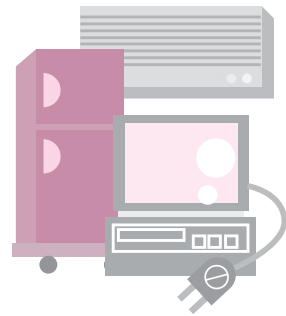
重要度上昇 上位10位		満足度上昇 上位10位	
順位	設 問 内 容	順位	設 問 内 容
1	住宅	1	公立高島病院の医療サービスの充実
2	地域づくりや人材育成	2	健全な財政運営の取組
3	交流活動	3	防犯対策
4	男女共同参画社会の推進	4	情報通信基盤整備の推進
5	情報通信基盤整備の推進	5	証明・届出などの窓口サービス
6	農業振興	6	商工業の振興
7	公共交通機関や道路の整備	7	児童福祉の推進
8	青少年の健全育成	8	住宅
9	ご意見や相談を受ける取組	9	健康に暮らせる環境づくり
10	観光事業の推進	10	上下水道などの利用（整備事業）

3. 調査の活用方法

本調査の結果については、今後「町政運営の戦略立案」を行うための重要なデータのひとつとするとともに、町民ニーズを的確に把握し、「何を優先的にやるべきか」を判断できるように活用していきます。

▼問合せ先／町企画財政課企画調整係

☎521112



処分方法は

- ① 購入した電気店に回収を依頼するか直接持ち込む
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、米沢市の指定事業所に運搬
- ③ 高島町の収集運搬の許可を持っている業者に依頼などとなっています。

▶ 期 日 / **7月20日(土)**
午前9時～12時

▶ 回収場所 / 役場南側駐車場

▶ 持 ち 物 / リサイクル料金
運搬料525円 (1品につき)

▶ 申し込み / 不 要
当日直接お持ちください

▶ 問合せ先 / 町生活環境課 ☎ (52) 1596

リサイクル料金

① テレビ	1,785円～3,795円
② 冷蔵庫・冷凍庫	3,780円～5,869円
③ 洗濯機・衣類乾燥機	2,520円～3,444円
④ エアコン	1,575円～2,656円
①～④はメーカーごと、①・②は大きさでも料金が変わります。	

いずれの処分方法でもリサイクル料金は国が定めているため費用がかかります。そのほかに収集運搬費用も発生します。

今回の回収にお持ちいただくと、米沢市の指定事業所までの運搬料金

が低価格になります。使わないテレビ、冷蔵庫などがありましたら、この機会にお持ちください。(高島町環境衛生組合連合会の事業として取り組みます。)

テレビ・冷蔵庫・洗濯機など

リサイクル対象品を回収します

有料

高島町民憲章

一、郷土を愛し若い力を伸ばし、希望のあるまちをつくります。



無料で派遣!

研修の内容や講師を誰にしようか迷ったら、「わかりやすい」、「すぐに役立つ」、「家計も助かる」と大好評の環境アドバイザーにお声がけください。

10人ほどの小人数から100人を超すイベントまで対応可能です。

P T A 研修、親子行事、社員研修、団体の総合研修など。派遣費用は無料、お気軽にお問い合わせください。

▼ 問合せ先 / 町生活環境課環境係
☎ (52) 1215



自然観察会



エコドライブ



エコクッキング

環境アドバイザーを認定!

活動から10年

5月27日(月)高島町環境アドバイザー認定証交付式が行われました。生活環境課長から認定証を交付、任期は平成27年3月31日までです。

環境アドバイザーの派遣を始めて10年。これまでに、825回、延べ3万人の方が利用しています。

高島町環境アドバイザー (敬称略)

・御田伸一	・登坂静子
・山木節男	・星野利雄
・田中フミ	・栗田洋子
・吉田満里子	・橋本聡
・八木千佳子	・山村ミチ子
・木村雅博	・秋葉佐智子
・竹田典子	・木村敦子

たかはたかんきょう塾 夏野菜でクッキング



一度に大量に収穫される夏の野菜。もったいないと思っても使いきれずに腐らせてしまいがち…。そんな方に上手な保存方法と野菜の活用法をお伝えいたします。ごみを減らして、財布にやさしいエコクッキングに参加してみませんか?

◆開催日時・会場

- ① 7月19日(金) 10時～13時 生涯学習館 (定員20人)
- ② 7月19日(金) 19時～21時 生涯学習館 (定員20人)
- ③ 7月26日(金) 19時～21時 屋代地区公民館 (定員15人)
- ④ 7月27日(土) 10時～13時 屋代地区公民館 (定員15人)

◆参加費 500円 (エプロン、三角巾をご持参ください。)

◆エコクッキング献立

- ・トマトの炊き込みご飯
- ・話題の昆布水で! あっさりスープ
- ・作っておくと便利! 使い回しができるトマトソース
- ・焼き野菜のゆずこしょうマリネ



人気の講座です。申込みはお早めに…7月16日まで

▶ 町生活環境課環境係 ☎ (52) 1215

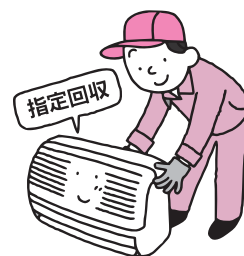
違法な不用品回収業者、無料回収業者にご注意ください

家庭からでるごみは、高島町の許可をもっている業者でなければ回収することはできません。「無料回収」とチラシを配付して回収するのは違法です! 回収業者が処罰されるだけでなく、ごみを出した人も罰せられますのでご注意ください。

※参考

高島町の一般廃棄物収集運搬許可業者

・尾形興業(有)	南陽市宮内 2992-11	☎ (47) 2537
・(有) 県南エコサービス	南陽市鍋田 1934-7	☎ (43) 4247
・(有) 高島厚生社	高島町大字高島 2437-20	☎ (52) 4703
・(有) 高島清掃	高島町大字高島 2607-1	☎ (52) 0235
・(有) 高万商店	高島町大字高島 2057	☎ (52) 4354



今夏も節電にご協力ください

節電の定着が前提で…

東北電力管内は、東日本大震災後、定着した節電を前提とした上で、電力供給予備率3・8%となっております。大規模な電源脱落等が発生した場合には、供給力不足になる可能性があります。予断を許さない状況です。今夏もご協力くださるようお願いいたします。

家庭でも

午後の時間帯は特に…

夏場は、午前10時から使用が増え始め、午後1時から4時頃が電力使用のピークになります。省エネをしても、この時間帯は重点的に節電が必要です。

- ・エアコンの使用を控える
- ・電気ポットの使用をやめる
- ・炊飯器の保温を切る
- ・電磁調理器（IHなど）は使わない
- ・温水便座を切る

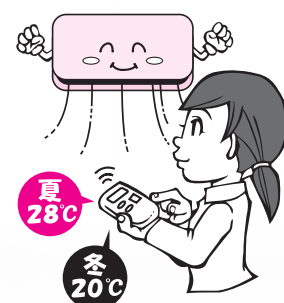
などすぐにできることはたくさんあ

公共施設の対応

各施設の設備に応じ節電対策を行います。施設利用者みなさまにも、消灯、エアコンの温度設定等ご協力をお願いいたします。

▼実施期間

平成25年6月12日～9月30日



新しい飼い主を募集！

一頭でも多くの動物が幸せに生きられるよう、引き取りした犬や猫を希望者へ譲渡しています。

▼譲り受けまでの流れ

- ① 保健所の譲渡前講習会を受講する。
(希望する犬・猫をアンケートに記入)
- ② 保健所から犬・猫の情報を受け取る。
- ③ 希望する犬・猫とご対面。
- ④ 譲り受け手続き、引き取り。

▼講習会

・日時／毎月第3金曜日
午後3時30分から1時間
(7月19日、8月16日、9月20日)

・場所／置賜保健所(米沢市金池3丁目11-26)

▼申込・問合せ先／置賜保健所生活衛生課
☎23750

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

“社会を明るくする運動”にご協力ください

7月は“社会を明るくする運動”強調月間で、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。高畠町でも推進委員会を組織し、関係機関・団体が連携を強め、より地域に根ざした活動を展開してまいります。

▼問合せ先／町生活環境課

☎521577

町民のみなさま方からの1戸100

安全で安心して暮らすことができる

地域社会と生活環境の保全のために

「高畠町空き家等の適正管理に関する条例」が制定されました。【平成25年6月18日施行】

▼条例の目的

高齢化や家族形態の多様化により空き家が増加しており、経済的理由や相続放棄などで適正に管理されていない空き家も増えて、全国各地で大きな問題となっています。

この条例は、空き家の所有者等や町の責務などを明確にし、その適正な管理を進めることにより、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と生活環境の保全を図っていくものです。

▼適正な管理は所有者の責務

条例では、空き家等の所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないように適正な管理を行う責務を明確にするとともに、町が適正な管理をお願いする手続きを明示しています。

適正な管理が行われていない場合は、町が所有者等に対して指導、勧告や命令、所有者等の氏名の公表等を行うこととしています。



一部倒壊した空き家

▼管理不全な空き家

- (1) 空き家等が倒壊し、または建築資材等が飛散し、はがれ落ちまたは落雪等で人的被害や財産に被害を与えるおそれがある状態。
- (2) 空き家等に草木が繁茂し、または昆虫その他の動物が繁殖し、周辺環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態。
- (3) 建築物の破損等により、空き家に容易に不特定の者が侵入できる状態。

町は、空き家等の適正管理に関する施策を総合的に推進します。

空き家となる要因	空き家で生じる問題
・所有者の転居 ・所有者の死亡 ・所有者の施設入所 ・廃業 ・相続放棄 ・その他	・家屋の倒壊・落雪 ・家屋の倒壊の恐れ ・家屋の破損、飛散 ・草木の繁茂 ・諸動物の巢等 ・不特定者の侵入 ・景観の悪化 等
老朽化等により腐朽・破損し、現に危険な状態にある建物が多い。	放置状態が続くと一層、腐朽・破損した状況が高まり、火災の危険や防犯上の問題発生と近隣への悪影響

空き家等の適正管理に関する条例		
町の責務	所有者等の適正管理義務	町民等からの情報提供



空き家等調査（実態調査・所有者の把握）
空き家台帳の整備



管理不全な空き家等



立入調査



助言・指導



勧告



命令



公表



行政代執行法に基づく代執行



関係機関への要請

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

高畠町空き家等審議会

▶ 問合せ先／生活環境課 ☎ (52) 1 5 7 7

医療給付に関するお知らせ

【1か月あたりの限度額と入院時の食事代】

70歳未満の方

		自己負担限度額		入院時の食事代 (一食あたり)
課税区分		3回目まで	4回目以降※2	
住民税課税世帯	上位所得者※1	150,000円+(実際の医療費-500,000円)×1%	83,400円	260円
	一般	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1%	44,400円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	210円 (160円※3)

※1・・・基礎控除後の所得が600万円を超える世帯

※2・・・過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額

※3・・・過去1年間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた方

70歳以上の方（後期高齢者医療被保険者の方を含む）

		自己負担限度額		入院時の食事代 (一食あたり)
課税区分		3回目まで	4回目以降	
住民税課税世帯	現役並み所得者※4	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1%	44,400円	260円
	一般	44,400円		
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※5	24,600円		210円 (160円※7)
	低所得Ⅰ※6	15,000円		100円

※4・・・同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の国保被保険者もしくは後期高齢者医療被保険者がいる方

※5・・・住民税非課税世帯である方

※6・・・住民税非課税世帯であって、その世帯の所得が一定基準以下の方

※7・・・過去1年間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた方

▶このページに関する問合せ・手続き先／町町民課医療給付係 ☎(52)1327

1. 「国民健康保険高齢受給者証」と「後期高齢者医療被保険者証」をお送りします

8月から、国民健康保険高齢受給者証および後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。新しい受給者証と被保険者証は、7月中旬に郵送いたしますので、8月1日からお使いください。

届きましたら、住所・氏名・生年月日・性別をご確認いただき、誤りや変更がある場合はご連絡ください。

	国民健康保険高齢受給者証	後期高齢者医療被保険者証
対象となる方	高島町国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方(65歳～74歳で一定の障がいがある方)
医療機関を受診する際は	「国民健康保険証」と「高齢受給者証」の両方を医療機関の窓口に提示してください。	「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関の窓口に提示してください。
自己負担割合	2割（平成26年3月31日までは1割） または3割（現役並み所得者）	1割 または3割（現役並み所得者）
その他	前年と自己負担割合が変わらない場合でも、新しい「国民健康保険高齢受給者証」と「後期高齢者医療被保険者証」をお送りいたしますので、古い高齢受給者証等は破棄してください。今月中に届かない場合や、詳しい内容などはお問い合わせください。	

※平成26年7月31日までに75歳になられる方の高齢受給者証の有効期限は、平成26年7月31日ではなく75歳の誕生日の前日となり、75歳からは後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

2. 医療費の自己負担の限度額について

医療保険には、医療機関へ支払う1か月あたりの限度額が設けてあります。

医療機関の窓口へ「国民健康保険限度額適用認定証」等を提示することにより、一医療機関へ支払う医療費(自己負担額)が限度額までとなります。必要な方は、あらかじめ認定証の交付申請をしてください。

※食事代、文書料等保険適用外の場合は、自費扱いとなります。

※現在認定証をお持ちの方は、有効期限が平成25年7月31日となっています。8月以降も必要な場合は、再度手続きを行ってください。(更新手続きは8月から可能です)

【対象となる方】

◎国民健康保険証をお持ちの方で70歳未満の方

◎国民健康保険証をお持ちの方で70歳以上の住民税非課税世帯の方

◎後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、住民税非課税世帯の方

【手続きに必要なもの】 ◎本人の保険証 ◎印鑑

▼手続き場所／町民課医療給付係窓口
▼手続きに必要なもの／
①通知書
②印鑑（スタンプ印以外）
③健康保険証
④各制度に係る証書等（各制度によって必要となる書類が異なりますので、詳しくは町町民課医療給付係までお問い合わせください。）
重度心身障がい者(児)医療証
またはひとり親家庭等医療証の該当通知書が届いた方で、まだ更新手続きをされていない方は、左記の持ち物をご持参のうえ、早急に手続きを行ってください。
手続きが遅れますと、その間の医療費について助成できない場合があります。

お済みですか？
更新手続き
重度心身障がい(児)者医療証
ひとり親家庭等医療証

医療費無料化が始まります

平成25年7月1日より、中学校卒業までの医療費が無料となります。
申請がお済みの方には、子育て支援医療証をお送りしております。未だ申請がお済でない方は、印鑑（スタンプ印以外）と健康保険証をご持参のうえ、早急に手続きを行ってください。
手続きが遅れますと、申請のあった月の初日から適用となる場合があります。
※保険が適用されない分については、無料化の対象になりません。

広報たかはた5月号医療費助成対象拡大に関する記事に誤りがありました。左記のとおり訂正しお詫びいたします。

学校の管理下での怪我について、「1か月間の自己負担が1,500円以上の場合支給される」と記載いたしましたが、「初診から治療までの自己負担の合計が1,500円以上の場合支給される」と訂正させていただきます。